相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市宇賀浦町二二番地一、最後の住所北海道函館市昭和四丁目四八番一号

被相続人　亡　青山　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

北海道函館市時任町二番八号山﨑総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　車　福順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字新川町二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　南雲　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル一階

相続財産管理人　司法書士　三浦　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富士見町小暮一六八九番地三、最後の住所群馬県前橋市富士見町小暮一六八九番地四

被相続人　亡　坂庭　寿樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永島　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市北一丁目一八六八番地、最後の住所埼玉県桶川市大字坂田一六〇九番地の九

被相続人　亡　鈴木　洵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

埼玉県川口市本町四丁目一番六号第一ビル三階C川口総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市周布一四四九番地、最後の住所東京都中野区沼袋二丁目二〇番八—五〇三号

被相続人　亡　藤岡　且義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市佐竹町二一番地、最後の住所東京都豊島区南大塚二丁目三六番二—一〇〇四号

被相続人　亡　武石　千枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前二丁目六六九番地、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目二番一号

被相続人　亡　小野　博已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三—一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都豊島区駒込一丁目四二番二—九〇四号

被相続人　亡　安　光男（通称安田光男）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美　央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大町一丁目二三七番地四、最後の住所新潟県糸魚川市大字大野一二九番地みやまの里　被相続人　亡　上野　三枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

新潟県糸魚川市新鉄一丁目二番九号

相続財産管理人　小田島澄恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区車場二丁目四八番地、最後の住所新潟県新潟市秋葉区車場二丁目二〇番一五号　被相続人　亡　五十嵐　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地　日生第五ビル五階

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市吉岡九一九番地、最後の住所富山市向新庄一三一九番地一八

被相続人　亡　藤田　昭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

富山市相生町七番九号木下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市玉鉾一丁目一七番地、最後の住所石川県金沢市保古二丁目三八番地三

被相続人　亡　河端　隆伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

石川県金沢市駅西本町一丁目一二番三号

相続財産管理人　吉田　一十美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲六四八番地、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方五〇六番地三　被相続人　亡　高橋　光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

事務所岐阜市江川町三三メゾンドモンターニュ二階くぼた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田　宏

第10期決算公告　平成28年3月25日

東京都港区東新橋二丁目14番1号

DOTインターナショナル株式会社

代表取締役社長　折戸　哲也

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科	目	金　額(千円)
資の産部	流　動　資　産	519,448
	固　定　資　産	3,101
	資　産　合　計	**522,550**
負純債資及産びの部	流　動　負　債	236,656
	（賞与引当金）	(19,903)
	固　定　負　債	9,003
	退職給付引当金	9,003
	株　主　資　本	276,890
	資　本　金	15,000
	利　益　剰　余　金	261,890
	利　益　準　備　金	657
	その他利益剰余金	261,233
	（うち当期純利益）	(82,103)
	負債・純資産合計	**522,550**